

第36回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木) 午後1時30分から午後3時30分

2. 開催場所 糸島市役所11・12号会議室

3. 出席委員(11人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	6番	丸山文子
	8番	成吉隆義
	10番	増田耕一郎
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成

4. 欠席委員(7人) ※コロナウイルス感染防止のため招集していない

	5番	中園秀輝
	7番	藤嶋政秀
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	19番	井上孝治

5. 議事日程

議事

議案第309号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第310号 非農地証明願について

議案第311号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第312号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第313号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

議案第314号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第315号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について

6. その他

- 1) 農地法施行規則第29条第1号の規定による届け出について（報告）
- 2) 農地移動適正化あっせん取下げについて（報告）
- 3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて（報告）
- 4) 農地取得に係る営農ヒアリング資料について
- 5) 農地対策委員会A班の報告について
- 6) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（1月認定分）
- 7) 今後の予定について
- 8) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	黒	岩	智	樹
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	赤	嶺	尚	人
主			事	沖	香	菜	子

事務局

西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

皆さん、こんにちは。

まん延防止措置という部分と、非常にコロナの感染者が増えたということで、今日は過半数の出席ということになっております。

感染対策はしっかり注意しながらやっていきたいと思っております。

それでは、ただいまより第36回糸島市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、コロナウイルス感染症対策として人数制限を行う総会となっております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在11名で、委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。平野利延委員と中原誠也委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第309号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」あっせん委員の選任及び譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、受付番号順に沿って現地のほうを説明させていただきます。

まず、受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

次に、受付番号2番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号3番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上3件でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、あっせん候補者の指名をよろしくお願いいたします。その他の方は暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

譲受候補者の発表をお願いいたします。
まず番号1番をお願いいたします。

農業委員

【候補者名読み上げ】

議 長

それでは、2番をお願いいたします。

農業委員

【候補者名読み上げ】

議 長

それでは、3番をお願いします。

農業委員

【候補者名読み上げ】

議 長

それでは、事務局のほうより再度確認をお願いします。

事務局

【地区別にあっせん委員を指名】

議 長

今日は推進委員さん、また農業委員さんも人員削減ということで欠席してある方がおられるかと思えます。ちょっと連絡を取り合いながら、成立に向けてよろしくお願いいたします。

それでは、コロナ感染防止のため、これで退席をお願いいたします。

(退 席)

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の9ページをお願いいたします。

議案第310号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、番号順にいきたいと思います。

1番をお願いいたします。

農業委員

それでは、議案第310号「非農地証明願について」報告をいたします。

1月28日に現地調査を行いました。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の12ページの地図をお願いいたします。また、現地調査資料の1ページから3ページをお願いいたします。

全部で5筆願出があり、2筆はツゲが植樹されており、1筆はクヌギが植樹、もう1筆は収穫が見込めない老木化した梅の木とクヌギが植樹されております。残り1筆については山林化で入り込めない土地でした。

全ての農地が山林化しており、農地への復元が困難と認められるため、非農地であるという意見でまとまっております。

以上、報告いたします。

議 長

それでは、受付番号2番をお願いいたします。

農業委員

議案書の9ページをお願いします。

1月28日に現地調査を行いました。

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の16ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の4ページと5ページをお願いいたします。

現地は3分の1程度(約130平米)が砂利敷きで、既存の倉庫の出入口となっておりましたが、残りの土地は耕作が可能な状態でした。

今回、1筆全体の申請であり、筆全体が非農地であるということは認められないという意見でまとまりました。以上です。

議 長 それでは、受付番号3番をお願いします。

農業委員 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の18ページの地図をお願いします。現地資料の6ページと7ページもお願いいたします。

現地は細長い土地で、従前の高さよりも砂利が40センチほど敷設されている状態でした。写真を見て分かるように、ここの志摩線のところからすぐ歩道とその土地のところが境が分からないような砂利が敷いてありまして、40センチほど砂利が敷き詰められておる状態でした。

土地の形状や砂利の敷設量からして、継続した営農が困難であると認められて非農地であるという意見でまとまっております。以上です。

議 長 続きまして、4番をお願いいたします。

農業委員 受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の20ページの地図をお願いいたします。それと現地調査説明資料の8ページと9ページをお願いします。

現地にはクヌギなどの木が数本あり、荒れた状態でした。また、土地全体も半分程度が傾斜地で、道路からの機械の進入ができない状態でありました。そして、この土地はまた、前にありました基盤整備の残地ということで、ほとんど営農が困難なような状態であります。

このことによって、継続した営農が困難であるということが認められました。このことから非農地であるという意見でまとまりました。以上です。

議 長 続きまして、5番をお願いいたします。

農業委員 受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の22ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の10ページと11ページも併せてお願いします。

現地は周囲の農地より1.6メートルほど高い位置にあり、周囲をブロックで囲まれており、土地自体の状況としてはある程度の耕作が可能です。これは機械等が入りませんので、耕作するとするなら手作業です。また、東側に隣接する申請人とは別の所有者の土地を通らなければならない状況のため、継続した営農が困難であると認められる、非農地であるという意見でまとまりました。以上報告します。

議 長

続きまして、6番をお願いいたします。

農業委員

受付番号6番。

1月28日に現地調査を行っております。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の24ページの地図をお願いいたします。現地調査資料の12ページと13ページをお願いします。

現地は雑木が生い茂り、農地への復元が困難であると認められ、非農地であるという意見でまとまりました。

以上、報告します。

議 長

ただいま報告がありました。

番号2番だけが非認定相当だという報告で、あとは認定相当というふうになっております。

この件につきまして、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

2番を除いた1番、3番、4番、5番、6番を認定相当と証明書の発行に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、2番の非認定相当だということで証明書は発行できないという方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 それでは、次の議事に入ります。

事務局 議案書の27ページをお願いいたします。
議案第311号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
御審議をお願いいたします。

議 長 それでは、受付番号1番を事務局より説明をお願いいたします。

事務局 受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 この件につきましては新規就農ということで、最後に第1調査部会のほうから説明をいただきます。
それでは、番号2番をお願いします。

職務代理者 受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きまして、番号3番をお願いします。

農業委員 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きまして、番号4番をお願いします。

農業委員 受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 はい、ありがとうございます。
それでは、1番の新規就農者につきまして、第1調査部会で面談を行っております。その報告をお願いいたします。

調査部会長

令和4年2月2日に第1調査部会で面談を行いました。

報告します。

議案書の84ページから資料をつけておりますので、御覧ください。

申請人は現在42歳で、福岡市西区に住んでいます。農地取得により就農したいとのことでしたので、営農面談を行いました。

申請人は唐泊漁港で漁師をされていますが、年間の半分以上が天候不良のため漁に出られない状態があり、収入の安定を図るため営農を思い立ったようです。営農としてはミカン栽培を計画しており、地元糸島のミカン農家の方から技術等を学びながらやっていきたいとおっしゃっていました。

第1調査部会としましては、配偶者も従事されることや栽培に必要な機械類も備えているようですし、本人のやる気を十分に感じました。既存のミカンの木は植え替えや苗の予約時期などの助言や草刈り等大変さを伝え、農地取得後の現地調査も行いますので、農地を荒らさないようしっかりやってくださいと声をかけています。以上、報告します。

議 長

ただいま説明がありました。

この件につきまして、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

農業委員

受付番号2番の使用貸借権設定ということで、借受人についていろいろ聞きたいと思います。

議 長

地元委員、分かりましたらお願いします。

職務代理者

今現在もこの農地を借りて栽培してあります。伊都菜彩に加工品とか何かで結構いっぱい出してあります。

議 長

分かりました。

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら事務局、審査表の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条第1項の規定につきましては、許可申請につきましては、26ページに記載しております7つの審査項目を判断材料として審査していくわけですが、こちらこの項目の1つでも「はい」に丸がついておりますと許可できないという案件でございますが、今回の申請、1番

から4件、全ての案件につきまして「いいえ」のほうに該当してきておりますので、書類上の判断では許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議 長

それでは、3条につきまして採決を取ります。

1番から4番まで許可と判断されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

そろそろ休憩といたします。2時30分から始めたいと思いますので、お願いします。

(休 憩)

議 長

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の30ページをお願いいたします。

議案第312号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、調査部会のほうより説明、結果をお願いいたします。

調査部会長

議案第312号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」報告します。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の32ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の14ページと15ページもお願いします。

昨年10月21日に都市計画法の区域指定を行った区域内農地の転用申請となっています。先月の総会で継続審議となった案件です。その理由としては、住宅建築予定地の横の空白部分の土地利用計画が不十分であり、必要最小限の面積になるか確認できなかったことによります。今回十分とは言えませんが、ゴルフの練習場や子供との遊び場として芝を張るように計画してあります。農地区分は第1種農地ではありますが、集落に接続した住宅建築のため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としましては、都市計画法の開発許可が必要な案件で、関係各課との協議が調いますし、周辺農地への影響はない計画であることから許可相当であると判断しています。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の39ページの地図をお願いします。別冊の16ページと17ページをお願いします。

こちら先月の総会で継続審議となった案件です。その理由としては、転用目的の基であるサバイバル場の建築確認届出が未提出であったため、審議を保留したものです。農地区分は第2種農地ではありますが、ほかに転用の代替地がありませんので問題はありません。

第1調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

補足説明がありましたら事務局をお願いします。

議長

事務局。

事務局

今、部会長ほうから御報告がありましたとおり、先月の総会でサバイバルゲーム施設のための駐車場ということでの転用目的がどうなのかというところになりました。

実際サバイバルゲーム場の場所については、今回の申請地から大体250メートル離れた場所に位置するところになるんですけども、ここのホームページで確認できますサバイバル場の施設を見たときに、パイプ屋根がついた施設があったというところで、こちら都市区域外でございますので建築確認届出が出ておるのかどうかというところの確認ができておらなかったから、建築物としての手続ができておるのかというところの確認後審議しようという内容でございました。

代理人とか県土整備事務所のほうにも確認を取ったんですけども、建築確認の届出につきましては、事前着手の場合については、もう届出を受け付けるべきがないんですという内容でございました。建築確認の届出という部分につきましては、通常の建築確認申請とは違っていて、建築物の構造基準の審査は行わないけれども、届出の内容物を確認し、もし不備等がその場で分かれば是正の指導を行うものなんですというところでございます。是正の指導に従わない場合でも、建築主の責任において建物の管理をすることという状況でございまして、そこまで確認いたしまして、実際建築確認届出は県の県土整備事務所が受付できない、あとは建築物の管理につきましては申請者側が責任持ってやっていただくというところが条件で

すという内容でございましたし、今回申請人のほうにそういう状況だということによって責任を持って運営するという確認が取れておりますので、手続的に届出を受け付けることはできませんが、建物の管理は申請人の責任を持ってやっていくものだということで、その前回の継続審議部分につきましては届出がもう受理できない状況であるが、建築物の適正管理は申請人がきちっとやっておくということを確認できたという内容でございます。以上でございます。

議 長

それでは、続きをお願いします。

調査部会長

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の44ページの地図をお願いします。それと別冊、現地調査説明資料の18ページと19ページもお願いします。

農地区分は第3種農地で問題はありません。

第1調査部会としましては、特に関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しています。

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の52ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の20ページと21ページもお願いします。

現地を見ますと古い建物が撤去された形跡があり、古い浄化槽が残っていました。今回、既存の浄化槽を使用する計画でもありますし、貸付人の祖父が過去に借地していましたが、始末書を提出させています。農地区分は第1種農地ではありますが、集落に接続して設置される住宅であり、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としては、御本人が農業の経営移譲を受けてあり、都市計画課の意見をクリアすることになりますし、ほかの関係課からは特に支障となる意見はありません。また、周辺の農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の59ページの地図をお願いします。それと別冊説明資料の22ページと23ページをお願いします。

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅であるため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としては、開発許可の対象案件であり、関係各課との協議が調いますし、農地として残る隣地についての排水計画がなされており、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。以上、報告します。

議 長

ただいま5条につきまして説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いします。

1番、2番につきましては先月の継続審議ということで、1番につきましては庭の面積が広いということと、計画図面に庭だけしか書いていなかったから、ちょっとどんなふうかもう少し詳しく説明お願いしますということでした。今度は、家の前はゴルフ場、そして角の道を挟んでといいますか、南側は子供たちの遊び場というふうなことで申請がなされております。

また、雷山につきましてもサバイバルゲームの敷地内といいますか、あそこで家屋とかが建っているから、その許可は出ているのかということでした。もう県のほうが受け付けないということで、自分の責任を持って管理しますということですので、私たち農業委員としては、もう駐車場だけの審議ということになるかと思っております。

そして、また5番につきましても県道側の1枚だけが田んぼが残るわけですけれども、これもきちっと水路が整備されておまして、ちゃんと入るようになっておりますし、排水のほうもちゃんとできるようになっているということで営農には差し支えないという判断も出ております。

何か質問、意見はないでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら事務局、審査表の説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法第5条第1項の規定の許可につきましては、議案書の29ページに載せております一般基準と30ページ以降に載っております立地基準の下、審議いただくわけでございますけれども、29ページの一般基準でございますが、「適当」である、「該当がない」という部分、「見込みあり」というところがございますので、一般基準につきましては今回の5つの案件、クリアしているものと判断できるかと思えます。

30ページに入りまして、受付番号1番につきましては第1種農地とい

うところでございますけれども、ここは集落の一角にある農地への転用ということでございますので不許可の例外に該当しまして、こちらのほうも立地基準はクリアするものでございます。

2番につきましては、こちら広がりがない農地というところでございますので第2種農地ということで、転用の代替地がないというところでございますと、先ほど話しましたとおり、今回の駐車場の250メートル先にサバイバル施設があるわけでございますが、その近辺でここしかないんだというところございましたので、代替地はここしかないものと判断できるものではないかと考えております。こちら問題がないと考えております。

3番でございますが、こちら第3種農地、原則許可ができるというところでございますので、駅から300メートル以内ということで立地基準上、転用許可は問題ないと、可能だということですのでクリアします。

番号の4番でございますが、こちら広がりがある農地、第1種農地でございますけれども、こちら集落に接続した住宅建築のため不許可の例外に該当し、こちらのほうも立地基準はクリアすると。

5番でございますけれども、こちら第1種農地でございますけれども、集落に接続した住宅建築ということで、こちら面積は広いですが、やはり集落もそれ以上の集落に接続、集落があるというところで、こちら立地基準上はクリアするものでございます。

以上、立地基準、一般基準によりますと許可相当と言える内容でございます。以上、報告します。

議長

それでは、採決に移ります。

5条の1番から5番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の67ページをお願いいたします。

議案第313号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

議長 それでは、農業振興課、お願いします。

農業振興課 議案第313号の説明をさせていただきます。

資料の67ページから70ページをお願いいたします。

申請者は、多品目の露地野菜と施設野菜のトマトの経営をされております。

平成24年に就農し、現在は100アールで多品目の露地野菜、10アールでジャガイモの栽培をしておりますが、今後農地の取得によりジャガイモの栽培を50アールにし、生産量を増やすことで所得の向上を目指しています。

また、施設野菜におきましては、ビニールハウスを今後2棟増やし、トマトを主とした施設野菜の栽培をすることで年間通じて生産を行う計画となっております。

出荷先が飲食店と直売所のため、令和2年、現状の所得がコロナの影響により収益が落ちてマイナスの所得となっておりますが、前年の令和元年の所得は103万円と、それ以前の所得もマイナスとなっている年はありません。

また、現在家族で農業に従事しているため、今後は規模拡大に伴い、季節性雇用により労働力を増やし、生産量を増やすことで所得の向上を目指しています。

計画内容としては、農業経営の改善に向けた内容となっており、認定相当であると考えております。農業委員会におきまして御審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは、採決に入ります。

申請に対しまして、異議なしと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員ですね。

議長 それでは、次の議案に入ります。

事務局

議案書の72ページをお願いいたします。

議案第314号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」、こちら所有権移転の決定につきまして御審議をお願いいたします。

それでは、内容のほうを説明させていただきます。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

ページが変わりまして、番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

ページがまた74ページに入りまして、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上5件でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま事務局のほうより説明がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に入ります。

この原案の利用集積計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の76ページをお願いいたします。

議案第315号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第1調査部会で見ております。報告をお願いします。

調査部会長

議案第315号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」報告します。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の77ページの地図をお願いします。別冊の24ページと25ページもお願いします。

第1調査部会としては、現地は不耕作で遊休農地となっていることや、農地への入り口が当該農地からしか進入できないため、一体利用が適当であることを踏まえ、農地指定申請の取扱い基準に合致しているため、指定相当と判断しています。以上報告します。

議 長

報告がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いします。

ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

審査表につきまして、事務局、お願いします。

事務局

住宅に付属する農地指定申請の審査につきましては、75ページに載せております7つの項目で御判断いただきます。こちら1つの項目に「不適」という部分が指定できないという内容でございますが、調査部会で確認いただく前の状況として、(1)番から(5)番ですけれども、3筆の農地につきまして、いずれも住宅の所有者と一致しておりますので適当というところです。

この農地につきましては、所有権の支障となるような仮登記であるとか

賃借権、地上権の設定はない物件でございました。

また、(3)にある農地中間管理機構等の利用権設定はされておられません。

住宅と同一大字地内であるため、こちらのほうの所在地の位置関係も合致しております。

原則として20アール以内ということで1,412平米でございますので、こちらも3筆合わせて20アール以内であるというところでございます。

(6)につきましては、調査部会のほうで御確認いただきまして遊休地化しておると、3筆とも遊休地化しておりますので適当というところ、併せて住宅権利移動に伴い権利移動させることが適当な農地であるかという部分につきましては、調査部会の報告等がありましたとおり、農地指定については指定相当と判断しておるとい報告のとおりの内容でございます。

以上、7項目を見ますと適当というところでございますので、審査基準につきましては指定相当だという内容でございます。以上でございます。

議 長

ただいま説明と審査表の説明がありました。

それでは、採決に移ります。

住宅に附属する農地指定の申請ということで、指定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、全ての議事が終了しました。

議 長

その他の項に移ります。

事務局

御審議ありがとうございました。

それでは、議案書の79ページでございますが、こちら農地法施行規則第29条第1項の規定による届出というところでございますけれども、こちら83ページの内容とかぶってくるんでございますが、こちら施行規則29条の許可が不要の代わりに届出をとという内容でございますが、こちらの一部に、まず1件目としましては15.21平米の農業用倉庫を建築したいという内容が出てきております。続きまして、2番目としまして186平米であります。こちらのほうにつきましても従業員駐車場、御本人

並びに繁忙期の農業従事者の駐車場で計画したいという内容でございます。こちら、それぞれ申請を受けておりまして、ともに20アール、2000平米を下回っている内容で届出が出ております。というところでの御報告でございます。

次に、82ページをお願いいたします。

こちらは農地移動適正化あっせん申出の取下げについての御報告です。

83ページにつきましては、こちらは先月の総会で不許可相当となった案件でございます。こちらが取下げになったというところで御報告をさせていただきます。

内容としましては、どうも観光農園というものが都市計画法との整合がまだできていない状況ですので、今回の申請は取り下げますという内容で取下げ願が出ておりますので御報告いたします。

84ページから以降につきましては、就農の面談のヒアリング資料でございます。86ページまでが面談、就農者の資料でございます。

次に、87ページにつきましては農地対策A班の報告でございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、農地対策A班の報告をお願いします。

農業委員

農地対策委員会A班の現地調査の報告を行います。
受付番号1番。

【資料に基づき報告】

現地の状況、問題点は、違反転用の疑いがあるということで、令和2年の11月24日及び令和3年に調査を行われて、それぞれ指導をされておりました。令和3年11月30日に利用者が来庁されて、年内撤去を行うということで、それを2月中までにということで伝えられたということです。現地を確認しましたところ、重機等の撤去及び現地の整地はされておりますが、砂利等が入って作付ができる状態ではなかったもので、そういう砂利等を撤去するように文書指導を行っております。

それから、受付番号2番。

【資料に基づき報告】

この方は、住宅附属農地の営農確認ということで確認に行きました。令和3年5月、住宅に附属する農地を取得されておりまして、その住宅が今は解体されて更地になっておりました。その横に農地、畑が206平米あるわけですが、ちょっと管理されていない状態でしたので文書指導を行っ

ております。

次に、受付番号3番。

【資料に基づき報告】

新規就農、営農後の確認ということで現地確認に行きましたら、問題なしですね、キャベツの作付がほとんど行われて、まだ行われていない畑もありましたけど、その作付の準備がなされた状態でしたので問題ありません。

受付番号4番。

【資料に基づき報告】

土地の利用者は所有者と同じですね。

現状、問題点としまして、新規法人設立で令和2年5月に設立されております。現地の確認を行いましたところ、稲作をしてありました。収穫後の株が残った状態で、作付してあることを確認しましたので問題ありませんでした。

受付番号5番。

【資料に基づき報告】

現地の状況は、住宅附属農地の営農確認ということで現地確認に行きました。現地は一部にタマネギ、ニンニク等の作付が確認できましたが、大半が遊休地でありました。しかし、遊休地もきれいに管理はされておりました。作付の指導の通知を送付しております。文書指導しております。

受付番号6番。

【資料に基づき報告】

資材置場ということで、令和3年1月8日総会で3条取得をされておりましたが、令和3年10月27日、農地対策A班が現地調査を行っています。それからその後、令和3年12月に本人が来庁されて、砂利敷きは半分撤去し、ハウスでの原木シイタケ栽培を計画しているということでしたので再度現地を確認に行きましたところ、以前と状況は変わっておりませんでした。砂利の撤去と耕作開始をするように文書指導を行っております。

7番。

農業委員

【資料に基づき報告】

これは無断駐車場かということで、事務所より通報があったということです。それで現地確認に行きましたところ、市街化区域内の農地でありますので転用はできるんですが、本人がまだ畑として残したいということでありましたので、タクシー会社と話し合っただけで貸借、連名で転用面積を確認して申請してくださいということで、本人が現場にいましたので伝えております。転用届の提出をするということでした。

以上、報告を終わります。

議 長

事務局。

事務局

ありがとうございました。

それでは、議案書の90ページにつきましては、先月1月審査分ということで農業経営改善計画の更新の分と審議しました新規の分の名簿でございます。御一読いただければと思います。

それでは、議案書の1ページに戻っていただきまして、今後の予定でございます。

【資料に基づき説明】

事務局

事務局のほうからは、特にその他の項目はございません。

議 長

それでは、総会を終了します。

事務局

すみません、それでは閉会のほうに入ります。

閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長

今日は少し寒い中、慎重に協議をしていただきましてありがとうございました。これをもちまして第36回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。御苦労さまでした。

令和4年2月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

3 番 平 野 利 延

4 番 中 原 誠 也